
プロジェクト **基本財務諸表**

項目 **キャッシュ・フロー計算書の改善**

I. 本資料の目的

1. 2016 年 7 月の ASAF 会議では、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の改善を目的として英国財務報告評議会（FRC）スタッフが作成したディスカッション・ペーパーの草案（DP 案）について議論される予定である。本資料では、当該 DP 案における提案内容と ASBJ による発言案を説明し、これらに関するご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景

2. FRC スタッフは、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の改善を目的として、キャッシュ・フロー計算書に関連する問題について調査・研究を行っている。FRC スタッフは、DP 案に当該調査・研究に基づく改善提案を含め、それらに対する利害関係者の意見を聴取することにより、IASB によるキャッシュ・フロー計算書の改善の検討を支援することを意図している。当該 DP 案は、おそらく、IASB による基本財務諸表プロジェクトの取組みの一部を構成することになる。
3. なお、キャッシュ・フロー計算書の改善に関する FRC の取組みについては、2014 年 12 月の ASAF 会議においても議論されており、当該議論に基づき、更なる調査・研究が進められ、今回の DP 案へとつながったものである。

III. DP 案における主要な提案

4. DP 案では、次の領域に関して改善提案を行っている。
 - (1) キャッシュ・フロー計算書の目的
 - (2) キャッシュ・フローの分類
 - (3) 現金同等物及び流動性の高い資源の管理
 - (4) 営業活動の調整
 - (5) 直接法又は間接法

(キャッシュ・フロー計算書の目的)

- IAS 第 7 号は、期中のキャッシュ・フローを営業、投資及び財務活動に分類したキャッシュ・フロー計算書によって、企業の現金及び現金同等物の変動実績に関する情報を提供することを目的ととしている。これに対して、DP 案は、キャッシュ・フロー計算書の主要な目的を企業の流動性とその変動の評価の支援とすることにより、キャッシュ・フロー計算書の有用性がより確かなものになっている。

(キャッシュ・フローの分類)

- DP 案は、IAS 第 7 号におけるキャッシュ・フローの分類（営業、投資及び財務）を維持した上で、次の修正を加えることを提案している。

営業活動の積極的な定義又は描写

- IAS 第 7 号は、営業活動を「企業の主たる収益獲得活動及びその他の活動のうち、投資活動でも財務活動でもないもの」と定義している。その結果、営業活動は、初期設定区分（default category）になっており、その性質にかかわらず、他の区分の定義を満たさないものをすべて含んでしまっている。
- 一般的に、営業活動は、他の活動よりも持続性があるため、営業活動によるキャッシュ・フローは企業の流動性評価の中心であり、重要である。この理解のもと、DP 案は、営業活動には営業に関するもののみを含め、営業活動以外で他の区分の定義を満たさないものは、営業活動とは別の区分で報告すべきとしている。
- これを達成するため、DP 案では、現行の営業活動の定義から後半部分である「及びその他の活動のうち、投資活動でも財務活動でもないもの」を削除し、前半部分の「主たる収益獲得活動」を拡張し、営業活動は典型的には顧客、従業員及び仕入先との取引を含むことを説明することを提案している。
- また、ある項目が、単に通例的ではない又は反復的ではないからといって、営業活動から除外すべきではないことも明確にすべきとしている。

有形固定資産の取得のためのキャッシュ・アウトフロー

- IAS 第 7 号は、有形固定資産の取得のためのキャッシュ・アウトフローを投資活動に区分しているが、DP 案は、次の理由から営業活動からのキャッシュ・フローとして報告すべきとしている。
 - 有形固定資産の取得は、営業活動を支援するのに必要なもので、投資活動に区分する要求事項は異例であり、それは、有形固定資産の取得のためのキャッシュ・アウトフローがなくても企業の営業活動が遂行できる印象を与える。

- (2) 有形固定資産の取得を営業活動によるキャッシュ・フローとして報告する方が論理的であり、そのような取扱いは、フリー・キャッシュ・フローを導き出すために営業活動からのキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引く一部の利用者の実務とも整合する。
12. なお、営業活動は他の活動よりもしばしば持続性があるが、資本的支出は営業活動のその他の項目よりも期によって大きく変動する可能性が高いので、資本的支出を別個独立に開示すること及び資本的支出控除前の営業活動から獲得したキャッシュの小計を開示することを提案している。
13. また、投資家に対するアウトリーチにおいて、資本的支出を「取替（事業規模の維持）」と「拡張（事業規模の拡大）」に分け、前者を営業活動、後者を投資活動からのキャッシュ・フローに分類する提案があったが、当該提案は論理的ではあるが、両者の区分は実務上困難であるとし、全額を営業活動からのキャッシュ・フローに分類することを要求するとともに現行の IAS 第 7 号第 50 項(c)と同様に両者の区分開示の推奨を提案している。

財務活動に関するキャッシュ・フロー

14. IAS 第 7 号は、利息及び配当の受取り及び支払については、每期継続した方法で営業、投資又は財務活動のいずれかに分類することを要求している。
15. これに対して、DP 案は、財務活動に関するキャッシュ・フローについては、次に記載の分析に基づき、利息の支払を含めて、キャッシュ・フロー計算書の財務区分で報告すべきとしている。また、顧客から受け取ったキャッシュについては、損益計算書で受取利息として扱われている金額も含めて、営業活動からのキャッシュ・フローとして報告することを提案している。
- (1) 利子の概念は、ある金額が投資に対する利益と投資の返還のどちらを表しているかを識別するのに必要であり、それは発生主義による情報の作成に必須のものであるが、キャッシュ・フローの文脈では必要ないものである。
- (2) キャッシュの支払は、法的な観点から、利息の支払又は元本の返済として性格づけられる場合があり、これは、債務不履行のような特定の状況では重要であることもあるが、そのような性格付けはキャッシュ・フロー計算書では関係がなく、融資者へのすべての支払は単に債権保有者への契約上の約束の遂行にすぎない。

16. そして、ゼロクーポン債を例に挙げ、当該債券の満期時に起こる唯一の支払については、営業活動からのキャッシュ・フローに分類される利息を表す金額と、財務活動に関連するキャッシュ・フローに分類される元本の金額に分割するのではなく、1つのキャッシュ・アウトフローとして報告することを提案している。当該支払は、「デット・ファイナンス提供者への支払」として描写されるかもしれないとし、それは、債券に関連する実際のキャッシュ・フローを忠実に表現するものであるとしている。

税金に関するキャッシュ・フロー

17. IAS 第7号は、所得にかかる税金から生じたキャッシュ・フローについては、財務活動又は投資活動に明確に関連付けできる場合を除き、営業活動によるキャッシュ・フローとして分類することを要求している。
18. これに対して、DP案は、次の理由から、税金に関するキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書の別区分で報告することを提案している。
- (1) 税金は一般的に企業の個々の活動に対してではなく、総所得に対して課されるものであることから、税金から生じたキャッシュ・フローを別個の区分に配分するのは複雑だし、恣意的である。
- (2) ある期間に支払った税金は、しばしばそれより前の期間の取引に基づいており、そのような場合には、営業活動について支払った税金は、キャッシュ・フロー計算書で報告されるその他のキャッシュ・フローと異なり、当該期間より前の期間に関連している。

(現金同等物及び流動性の高い資源の管理)

キャッシュ・フロー計算書の報告対象

19. IAS 第7号では、キャッシュ・フロー計算書は、現金及び現金同等物の流出入を報告するとしている。これに対して、DP案は、キャッシュ・フロー計算書は、現金及び現金同等物ではなく、現金の流出入を報告すべきであり、キャッシュ・フロー計算書の別個の区分において流動性の高い資源の管理に関連するキャッシュ・フローを報告すべきであるとしている。
20. その理由として、IAS 第7号は、現金同等物の変動を企業の資金管理活動の一部とみなしているため、キャッシュ・フローを現金及び現金同等物の流出入と定義しているものの、現金同等物の定義は曖昧であり、すべての企業がどのように現金及び流動性の高い資源を管理しているかを反映できていないことを挙げている。

流動性の高い資源の定義及び開示

21. DP案は、流動性の高い資源は、容易に換金可能な資産に限定すべきであるが、それ以外の点については制約的に定義すべきではないとしている。また、流動性の高い資源の管理方針及び流動性の高い資源として取り扱う商品のクラスの開示を企業に要求することを提案している。

(営業活動の調整)

22. DP案は、損益とキャッシュ・フローとの調整は、現行実務のように間接法によるキャッシュ・フロー計算書が表示される場合だけに限らず、すべての場合において表示されるべきであるとしている。その理由として、当該調整は、利益の質及び運転資本の管理の評価の手助けとなることを挙げている。
23. また、当該調整では、損益計算書の（例えば、純損益ではなく）営業損益を表す小計と営業活動からのキャッシュ・フローの調整を要求すべきとしている。
24. 更に、当該調整の中で報告される金額（調整項目の金額）はキャッシュ・フローではないので、当該調整自体はキャッシュ・フロー計算書本表内で報告されるべきではなく、附属注記として報告されるべきであるとしている。

(直接法又は間接法)

25. DP案は、「営業活動から生じる現金」を得るために会計基準が特定の方法を要求又は許容する必要はないとしている。
26. また、利益と営業活動からの現金の調整が要求される場合、間接法が実務上広く使われる可能性が高いが、直接法が禁止されるべきではないとしている。しかし、会計基準は、特に重要である営業活動からのキャッシュ・フローの構成要素¹を識別し、当該構成要素の金額又は関連する運転資本項目の変動金額²のいずれかの開示を要求すべきとしている。

¹ DP案では、例えば、顧客からの現金回収額は、しばしばアナリストから特に重要なキャッシュ・フローの構成要素とされているため、当該金額の開示を要求することはあり得るとしている。更に、当該金額は間接法でも作成し得るものであり、このような項目だけを注記で開示することは、直接法採用の困難さを軽減するとしている。

² 特に重要なキャッシュ・フロー項目を直接開示するのではなく、関連する運転資本の増減の開示により、利用者による当該項目の金額の算出を可能にする方法もあるとし、その例として、顧客からの現金回収額が重要な項目の場合における売掛金の変動額の開示を挙げている。この場合、売掛金の変動が、売上の増加と現金回収額以外（例えば、為替相場の変動や減損など）により生じている場合には、顧客からの現金回収額を正確には算定できないが、許容可能な妥協策になるかもしれないと説明している。

IV. ASAF メンバーへの質問事項及び ASBJ 発言案

27. ASAFメンバーへの質問事項及びそれに対するASBJ発言案は、次のとおりである。

質問事項 1-明瞭性

28. DP案を改善するための提案が何かあるか。

発言案 1

(キャッシュ・フロー計算書の目的)

29. 本資料第 5 項で提案されている企業の流動性とその変動の評価の支援については、それをキャッシュ・フロー計算書の副次的な目的とすることには反対しないが、我々は、キャッシュ・フロー計算書の主たる目的はキャッシュ・ベースの情報による財務業績を表すことにより、発生ベースの情報による財務業績を表す財務業績計算書の補足情報を提供することと考える。すなわち、財務業績計算書における発生ベースの情報による財務業績がキャッシュによりどれだけ裏打ちされたものであるかを表すことと考える。

(損益とキャッシュ・フローとの調整)

30. 前項のとおり、我々は、損益とキャッシュ・フローとの調整を明示することこそが、キャッシュ・フロー計算書の目的であると捉えており、すべての場合に損益とキャッシュ・フローとの調整を要求する本資料第 22 項に記載の提案に賛成である。
31. また、本資料第 23 項に記載のとおり、損益とキャッシュ・フローとの調整は、営業損益と営業活動からのキャッシュ・フローとの調整にすべきという提案がされているが、これについては現行の IFRS では営業損益が定義されていないので、営業損益が定義できることが前提となる。
32. 損益とキャッシュ・フローの調整は、財務諸表を構成する基本的な部分であるため、米国基準と異なる様式になることは望ましくない。営業損益の定義について、IASB と FASB が合意できないのであれば、従来通り、純損益と営業活動からのキャッシュ・フローを調整すべきと考える。

(キャッシュ・フローの分類)**有形固定資産の取得のためのキャッシュ・アウトフロー**

33. 本資料第 11 項では、有形固定資産の取得のためのキャッシュ・アウトフローを営業活動からのキャッシュ・フローに分類するという提案がされているが、営業キャッシュ・フローに分類するか否かは、営業損益の定義次第と考える。すなわち、有形固定資産の処分損益が営業損益に含まれる場合には、有形固定資産の取得のためのキャッシュ・アウトフローや処分によるキャッシュ・インフローも営業活動からのキャッシュ・フローに含めるべきであり、そうではない場合には含めるべきではないと考える。これは、営業損益と営業活動からのキャッシュ・フローに整合性を持たせるためである。

営業活動に関係のない項目の別区分表示

34. また、例えば、敵対的買収に関する支出のように営業活動に関係のない項目を別の区分で表示するという本資料第 8 項に記載の提案もされているが、何をもって営業と関係ないとするのか、その区分は困難であり、実務上の実行可能性が懸念される。どの区分にも明示的に含まれない項目については、それを別個独立の区分を設けて表示する有用性は低いと考えられるので、当該項目のデフォルトの区分を、既存の 3 区分のどれにするかを、それが営業活動ではないとしても、決める必要があると考える。

所得にかかる税金から生じたキャッシュ・フローの区分表示

35. 所得にかかる税金から生じたキャッシュ・フローについては、税金は一般的に企業の個々の活動に対してではなく、総所得に対して課されるものであることから、特定の活動に紐付させることなく、別区分で表示するという本資料第 18 項に記載の提案に賛成である。

利息の支払の財務活動への分類

36. 利息の支払は財務活動に関するキャッシュ・フローと考えられるので、顧客又は仕入先に対するもの以外の利息の支払を財務活動へ分類するという本資料第 15 項に記載の提案に賛成である。

(流動性の高い資源に関するキャッシュ・フロー)

37. キャッシュ・フロー計算書の別個の区分において流動性の高い資源の管理に関連するキャッシュ・フローを報告するという本資料第 19 項に記載の提案の有用性は疑わしいため、支持しない。流動性の高い資源は、容易に換金可能なものであり、そのような短期投資に関するキャッシュの流出入のグロス表示の有用性は低く、ネット表示で十分と考えられるからである。

(キャッシュ・フロー計算書の報告対象)

38. キャッシュ・フロー計算書における流出入の報告対象を現金及び現金同等物ではなく現金としている本資料第19項に記載の提案は、流動性の高い資源に関するキャッシュ・フローについて、グロス表示ではなくネット表示で十分という前項に記載した立場に合わせ、支持しない。
39. なお、キャッシュ・フロー計算書の報告対象は財務諸表を構成する基本的な部分であるため、米国基準と異なる様式になることは望ましくない。IASB と FASB が合意できないのであれば、従来通り、現金及び現金同等物を報告対象とすべきと考える。

(営業活動からの現金の重要な構成要素の識別・開示)

40. 本資料第26項では、特に重要である営業活動からのキャッシュ・フローの構成要素の識別・開示を会計基準に求めているが、その範囲次第では実質的に直接法を強制しているのと同じになる可能性があるため、このような開示を要求する場合、その範囲を含め、検討には慎重を期す必要があると考える。

質問事項2-完全性

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>41. DP案は、キャッシュ・フローに関して検討される可能性があるすべての問題を取り扱うことを意図していない。例えば、銀行、保険会社及びその他の金融機関のキャッシュ・フロー計算書を扱っていない。DP案の信頼性を高めるために、DP案が取り扱うべき更なる問題はあるか。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

発言案2

(現金の使用に関する制約)

42. 2016年5月のIASBボード会議では、企業が現金及び現金同等物を使用する意思決定に影響を与える制約の開示に関する提案を開発することが暫定決定されている。当該論点についてもDP案で論じることは有用であると考えられる。

(非資金取引)

43. また、非資金取引については、開示の要否自体も含め、改善・検討の余地があるため、これについてもDP案で論じることは有用であると考えられる。

DP案に基づくキャッシュ・フロー計算書

営業活動によるキャッシュ・フロー：		
資本的支出控除前営業活動からの現金生成額	3,050	
有形固定資産の購入	(350)	
設備の売却による収入	20	
営業活動からの現金純額		2,720
買収防衛関連キャッシュ・フロー		(500)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
子会社Xの取得、取得した現金控除後	(550)	
利息受取額	200	
配当金受取額	200	
投資活動において使用された現金純額		(150)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
株式の発行による収入	250	
長期借入金による収入	250	
デット・ファイナンス提供者への支払	(270)	
ファイナンス・リース債務の返済額	(90)	
配当金支払額	(1,200)	
財務活動において使用された現金純額		(1,060)
法人所得税支払額		(900)
流動性の高い資源の純増加額		110
流動性の高い資源の管理：		
短期投資の購入	(180)	
短期投資の売却	85	
流動性の高い資源に投資した現金		(95)
現金の純増加額		15
現金期首残高		25
現金期末残高		40

損益と営業活動からのキャッシュ・フローの調整

営業活動からの利益		3,790
非収入利益及び非支出費用：		
減価償却費	450	
	<hr/>	450
運転資本の増減：		
売掛債権及びその他の債権の増加額	(500)	
棚卸資産の減少額	1,050	
買掛債務の減少額	(1,740)	
	<hr/>	(1,190)
資本的支出控除前営業活動からの現金生成額		<hr/> 3,050

現行 IAS 第7号		DP 案における提案	
営業活動によるキャッシュ・フロー：		営業活動によるキャッシュ・フロー：	
税金控除前利益	3,350	資本的支出控除前営業活動からの現金生成額	3,050
調整：		有形固定資産の購入	(350)
減価償却費	450	設備の売却による収入	20
為替差損	40	営業活動からの現金純額	2,720
投資利益	(500)		
利息費用	400	買収防衛関連キャッシュ・フロー	(500)
	3,740		
売掛金及びその他の債権の増加額	(500)		
棚卸資産の減少額	1,050		
営業債務の減少額	(1,740)		
営業活動による現金生成額	2,550		
利息支払額	(270)		
法人所得税支払額	(900)		
営業活動からの現金純額	1,380		
投資活動によるキャッシュ・フロー：		投資活動によるキャッシュ・フロー：	
子会社 X の取得、取得した現金控除後	(550)	子会社 X の取得、取得した現金控除後	(550)
有形固定資産の購入	(350)		
設備の売却による収入	20		
利息受取額	200	利息受取額	200
配当金受取額	200	配当金受取額	200
投資活動において使用された現金純額	(480)	投資活動において使用された現金純額	(150)

財務活動によるキャッシュ・フロー：	
株式の発行による収入	250
長期借入金による収入	250
ファイナンス・リース債務の返済額	(90)
配当金支払額	(1,200)
財務活動において使用された現金純額	(790)
現金及び現金同等物の純増加額	110
現金及び現金同等物期首残高	120
現金及び現金同等物期末残高	230

財務活動によるキャッシュ・フロー：	
株式の発行による収入	250
長期借入金による収入	250
→ デット・ファイナンス提供者への支払	(270)
ファイナンス・リース債務の返済額	(90)
配当金支払額	(1,200)
財務活動において使用された現金純額	(1,060)
→ 法人所得税支払額	(900)
流動性の高い資源の純増加額	110
流動性の高い資源の管理：	
短期投資の購入	(180)
短期投資の売却	85
流動性の高い資源に投資した現金	(95)
現金の純増加額	15
現金期首残高	25
現金期末残高	40